十一

1　輸出国の政府機関により発行され、その検査の結果、有害な動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はそれらの写しであること。

2　1の検査証明書又はその写しにおいては、*Naccobbus aberrans*（ニセネコブセンチュウ）を発見し、かつ、*Naccobbus aberrans*（ニセネコブセンチュウ）に侵されていないことが特記されていること。

十二

1　輸出国の政府機関により発行され、その検査の結果、有害な動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はそれらの写しであること。

2　1の検査証明書又はその写しにおいては、*Radopholus similis*（バナナネモグリセンチュウ）を発見し、かつ、*Radopholus similis*（バナナネモグリセンチュウ）に侵されていないことが特記されていること。

十三

1　輸出国の政府機関により発行され、その検査の結果、有害な動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はそれらの写しであること。

2　1の検査証明書又はその写しにおいては、*Meloidogyne enterolobii*を発見し、かつ、*Meloidogyne enterolobii*に侵されていないことが特記されていること。

十四

1　輸出国の政府機関により発行され、その検査の結果、有害な動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証明書又はそれらの写しであること。

2　1の検査証明書又はその写しにおいては、*Eutypa lata*を発見し、かつ、*Eutypa lata*に侵されていないことが特記されていること。